

第2期八王子市多文化共生推進プラン（案） 目次

第1章 第2期多文化共生推進プラン策定にあたって

1. プラン策定の目的
2. 計画期間
3. SDGs 推進への対応

第2章 現状と課題

1. 外国人政策に関する国と東京都の動向
2. 八王子市の現状
3. 多文化共生のまちづくりを進めるうえでの主要な課題

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念・基本目標
2. 施策の柱
3. 基本目標に対する指標

第4章 施策の展開

1. 施策の体系
2. 推進する施策
 - ◇ 基本目標1 外国人市民も安心して暮らせるまち
 - 施策の柱1 コミュニケーション支援
 - 施策の柱2 生活支援
 - ◇ 基本目標2 多様な文化を尊重し共に支え合うまち
 - 施策の柱1 意識啓発と社会参画支援
 - 施策の柱2 国際交流の推進

第5章 推進体制

1. 推進体制
2. 地域における各主体の役割と連携

資料

1. 令和3年(2021年)外国人市民アンケート
2. 令和3年(2021年)市政モニターアンケート
3. 八王子市多文化共生推進評議会開催要綱
4. 八王子市多文化共生推進評議会評議員名簿
5. プラン策定までの検討経過

第1章 第2期多文化共生推進プラン策定にあたって

1. プラン策定の目的

本市では、国の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、平成25年（2013年）3月に「多文化共生推進プラン」を策定し、平成30年（2018年）3月に改定を行いました。

「多文化共生推進プラン（改定版）」では、基本目標に「国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」を掲げ、「外国人市民（※）も安心して暮らせるまちの実現」「国際感覚豊かな市民を育むまちの実現」に向けた様々な施策を実施し、着実に成果を上げてきました。

改定から5年が経過し、その間、日本における外国人を取りまく状況は大きく変化しています。

平成31年（2019年）4月には、「出入国管理および難民認定法」が改正され、在留資格に「特定技能」が追加されました。このことにより、外国人人口の増加・多国籍化が進むことが見込まれています。

令和元年（2019年）6月には、国内外における日本語教育の機会の拡充・日本語教育の水準の維持向上等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

国においては、令和2年（2020年）9月に、これらの社会情勢の変化に対応するため、「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行い、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る計画の見直し等が求められています。

また、令和4年（2022年）6月には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定され、国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等が示されました。

人口等のデータについて、2022年7月末を最新としておりますが、最終版では2022年12月末に差し替えます。

本市においても、平成29年（2017年）12月に12,219人だった外国人人口は令和4年（2022年）12月には13,796人と増加しています。また、国籍数も平成29年（2017年）12月の103か国から令和4年（2022年）12月には116か国と、より多国籍化しています。今後もこの傾向が続くことが見込まれており、それに伴う多文化共生施策の一層の充実が必要とされています。

これらの社会情勢の変化に対応した新たなプランを策定するにあたり、令和3年（2021年）に実施した、外国人市民アンケートと市政モニターアンケートの結果などから、現状と課題を整理したうえで、本市における多文化共生をさらに進展させることを目的に「第2期八王子市多文化共生推進プラン」を策定しました。

多文化共生とは…

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」【平成18年（2006年）】から抜粋）

※外国人市民：本プランでは、本市に生活拠点を有する外国籍住民に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の方も広く含みます。

2. 計画期間

本プランの計画期間は、本市の基本計画である「八王子未来デザイン2040」との整合を図り、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）の8年間とします。また、この間の社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

3. S D G s の推進

S D G s（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: S D G s））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。このS D G sは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がS D G sを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。国では、平成28年（2016年）に内閣に「持続可能な開発目標（S D G s）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にS D G sの要素を最大限反映することを奨励しています。本市においては、基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、S D G sに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた37の施策を着実に実行することで、17のゴールの達成へ貢献していきます。

本プランでは、基本理念を「国籍・民族・文化の違いを認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」としており、S D G sの17のゴールのうち特に関連が深い、「4」「10」「11」「16」「17」の達成に貢献しています。





推進する施策 5・6・12・13

日本語教育を推進し、外国人児童生徒への教育支援を充実することにより、日常生活や学校生活に適應できるような環境を整えます。



推進する施策 1・2・3・4・7・8・9・10・11・14・16・17

コミュニケーション支援・生活支援の充実を図ることで、外国人市民も安心して暮らせるまちを目指します。



推進する施策 1・2・3・4・7・8・9・10・11・14

多言語による情報提供や安心・安全な暮らしの確保を図ることにより、外国人市民が住み続けたいと思うまちづくりを進めます。



推進する施策 1・2・3・4・7・8・9・10・11・14・16・17

外国人市民への支援、市民への多文化共生の意識づくりを行うことにより、全ての人を取り残さない社会の実現を目指します。



推進する施策 15・16・17・18・19・20・21・22

外国人市民の社会参加・国際交流を推進することで、多文化共生のまちづくりを進めます。

第2章 現状と課題

1. 外国人政策に関する国・東京都の動向

日本における在留外国人数は増加傾向にあり、リーマンショックや東日本大震災の影響による一時的な減少は見られましたが、令和元年（2019年）末には約293万人と過去最高となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、在留外国人数は若干減少しましたが、令和3年（2021年）12月末現在においては約276万人となっており、30年前の約128万人と比べると約2.15倍と大幅に増加しています。

(1) 国の動向

平成18年（2006年）に、「多文化共生の推進に関する報告書」を踏まえ「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体における多文化共生の推進を促してきました。このプランは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示され、市区町村の役割として、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこととしました。

その後、平成30年（2018年）には、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人の受入れと共生社会づくりの推進を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す方向性を示し、平成31年（2019年）には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」、令和元年（2019年）には「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、外国人材の受入れ、外国人が働きやすい環境の整備や外国人が不自由なく日常生活を送れる環境の整備を進めることとしました。

令和2年（2020年）には、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、多文化共生に関する指針や計画の策定を改めて促す等、地方自治体における多文化共生施策の更なる推進を求め、令和4年（2022年）には、国の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて、令和8年度（2026年度）までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

(2) 東京都の動向

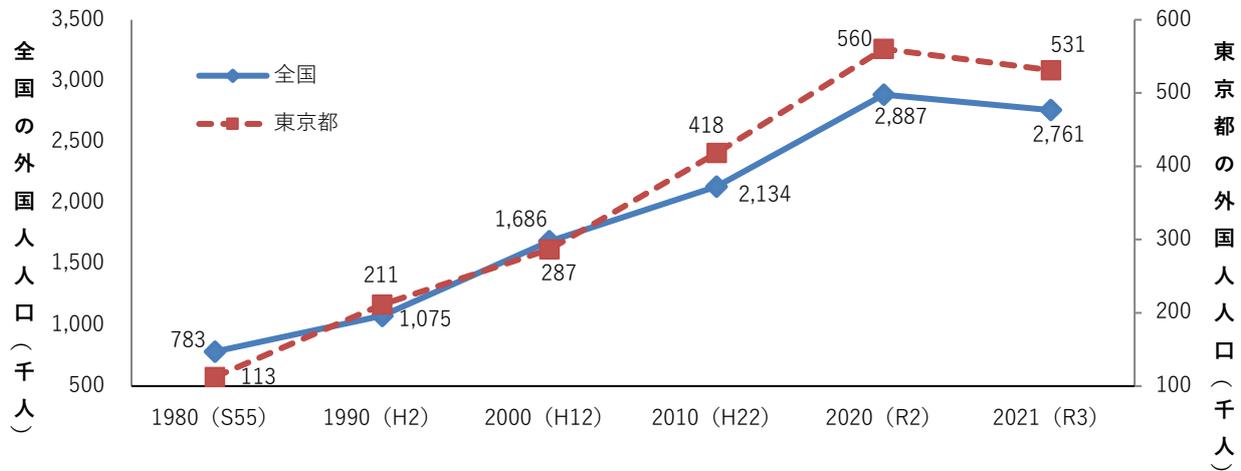
東京都においては、平成13年（2001年）に外国人も住みやすく、活躍できるまちにするために「地域国際化推進検討委員会」を設置し、生活情報の多言語提供や国際交流協会・支援団体とのネットワークづくりの推進など、様々な外国人支援事業を実施してきました。

平成25年（2013年）には、東京で2度目のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、大会後のレガシーとして「誰もが幸せを実感でき、誰もが住み続けたい、世界一のグローバル都市」の

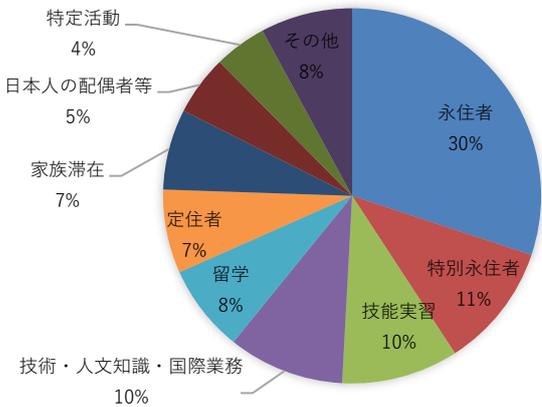
実現を目標に掲げました。

東京が世界をリードするグローバル都市として発展を続けていくためには、日本人と外国人が共に活躍し、共に支え合う、新たな考え方に立った多文化共生社会の実現が不可欠であるとし、平成 28 年（2016 年）に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を基本目標とした「東京都多文化共生推進指針」を策定。令和 2 年（2020 年）には、『「未来の東京」戦略ビジョン』を推進する先導的的事业として「東京都つながり創生財団」を設立し、多文化共生社会づくりを進めています。

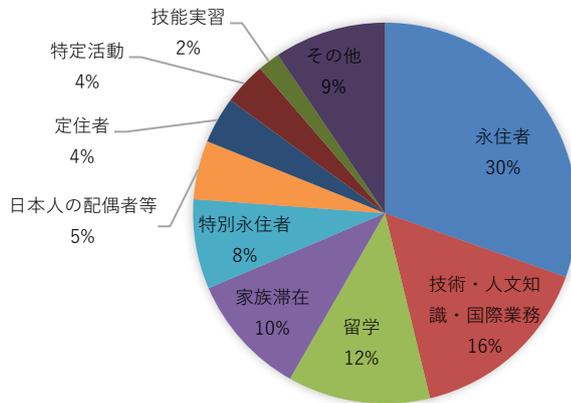
全国及び東京都の外国人人口の推移



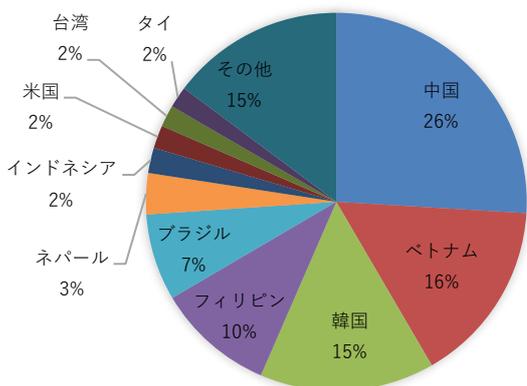
全国における外国人の在留資格



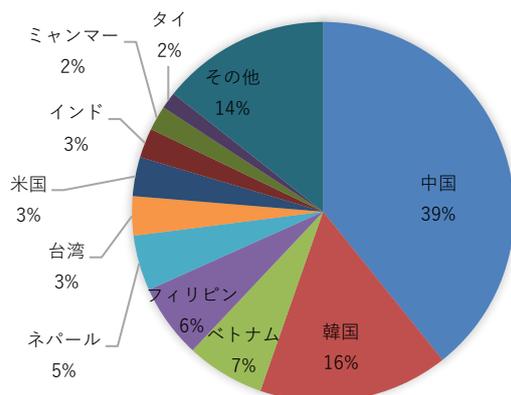
東京都における外国人の在留資格



日本における外国人の国籍



東京都における外国人の国籍



2. 八王子市の現状

(1) 八王子市のこれまでの取組

本市では、平成元年（1989年）に外国人留学生奨学金の支給を開始してから、さまざまな国際化施策を実施してきました。その後、外国人人口増加に伴い、多文化共生施策の必要性が高まる中、外国人市民に対するコミュニケーション・生活支援、外国人留学生支援、多文化共生意識の啓発、海外友好交流都市との交流を実施しています。

平成16年（2004年）には八王子国際交流団体連絡会が、平成20年（2008年）には「八王子国際協会」が設立され（八王子国際交流団体連絡会は発展的解散）、在住外国人との交流や生活支援などについて、市民と行政がより一層の協働関係で取り組んでいます。

平成25年（2013年）3月には、外国人市民会議からの提言や、国際化推進プラン検討委員会における議論を経て、「八王子市多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、プランの進行管理や多文化共生推進施策への意見等を求めることを目的として、多文化共生推進評議会を設置しています。

また、令和3年（2021年）には、外国人留学生支援事業を見直し、支援の対象をそれまでの大学コンソーシアム八王子に加盟している大学等に在籍する留学生に加えて、日本語学校や専門学校等に在籍する留学生まで広げ、地域活動への参加を促進するなど、より生活に密着した支援へ転換しました。

コラム：海外友好交流都市の紹介

本市では、市民の国際理解を深め、国際感覚を豊かにするため、平成18年（2006年）に市制90周年を契機に中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市と、市制100周年を迎えた平成29年（2017年）には、ドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結しました。これまで、青少年交流や文化交流、スポーツ交流など、様々な分野での交流を行っています。

◇ 海外友好交流都市との協定締結日 ◇

中国・泰安市	平成18年（2006年）9月23日
台湾・高雄市	平成18年（2006年）11月1日
韓国・始興市	平成18年（2006年）11月7日
ドイツ・ヴリーツェン市	平成29年（2017年）7月10日

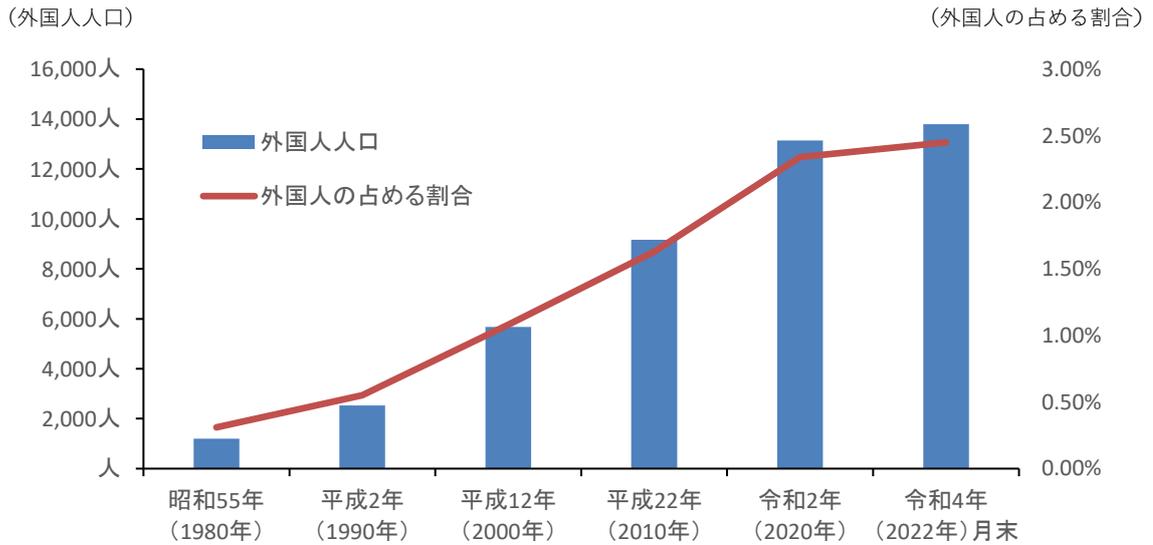
人口等のデータについて、2022年7月末を最新としておりますが、最終版では2022年12月末に差し替えます。

(2) 八王子市の現状

<八王子市における外国人人口と割合・・・各年12月末現在>

(単位：人)

	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	令和2年 (2020年)	令和4年 (2022年)7月末
外国人人口	1,206	2,536	5,672	9,162	13,137	13,796
総人口	395,350	459,136	525,637	563,575	561,828	562,681
外国人の占める割合	0.31%	0.55%	1.08%	1.63%	2.34%	2.45%



本市の外国人人口は増加傾向にあり、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少した時期はありますが、令和4年(2022年)7月末は過去最も多い13,796人となっており、40年前と比較すると10倍以上になっています。

※ 平成24年(2012年)7月の住民基本台帳法の改正により、外国人市民も住民基本台帳法の適用対象となりました。そのため、平成22年(2010年)までは、外国人登録による外国人数、平成24年(2012年)以降は、住民基本台帳による外国人数としています。

<八王子市における外国人市民の在留資格内訳・・・各年12月末現在>

(単位：人)

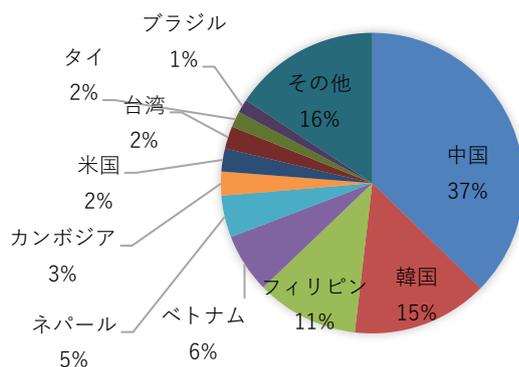
	永住者	留 学	技術・人文知識 ・国際業務	家族滞在	特別永住者	その他	計
平成29年 (2017年)	3,598	3,778	555	809	825	2,654	12,219
令和4年 (2022年)7月末	4,259	3,080	1,171	1,040	765	3,481	13,796

平成29年と令和4年を比較すると、平成29年に最も多かった「留学」は大きく減少しており、「永住者」「技術・人文知識・国際業務」は大幅に増えています。

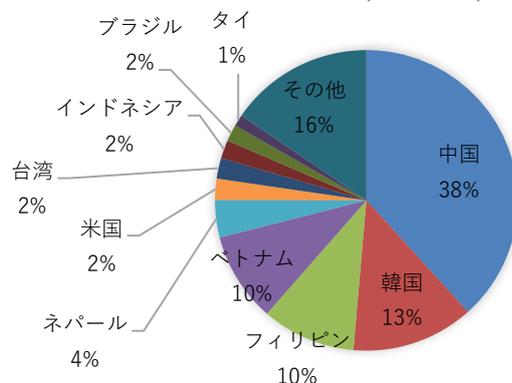
<八王子市における外国人市民の国・地域別状況・・・各年12月末現在>

	平成29年(2017年)	令和4年(2022年)7月末
1 中国	4,562	中国 5,284
2 韓国	1,773	韓国 1,804
3 フィリピン	1,339	フィリピン 1,384
4 ベトナム	776	ベトナム 1,326
5 ネパール	550	ネパール 555
6 カンボジア	316	米国 315
7 米国	301	台湾 305
8 台湾	297	インドネシア 273
9 タイ	209	ブラジル 247
10 ブラジル	178	タイ 171
全 105	12,219	全 116 13,796

平成29年(2017年)



令和4年(2022年)



平成29年と令和4年を比較すると、中国とベトナムの国籍の外国人市民が大幅に増えています。

また、国・地域数も105から116に増えています。

<八王子地域21大学等における外国人留学生の内訳・・・令和4年(2022年)5月1日現在>

◇ 留学生の在籍状況

(単位：人)

帝京大学	創価大学	多摩美術大学	中央大学	東京都立大学	拓殖大学	その他	計
965	536	513	483	464	415	883	4,259

◇ 国籍の内訳

(単位：人)

中国	韓国	ベトナム	マレーシア	台湾	インドネシア	その他	計
2,750	632	156	113	74	72	462	4,259

3. 多文化共生のまちづくりを進めるうえでの主要な課題

第2期多文化共生推進プラン策定に向けて、令和3年度（2021年度）に実施した「外国人市民アンケート」「市政モニターアンケート」や関係団体へのヒアリング、多文化共生推進評議会における議論などから以下のような課題が挙げられました。

人口等のデータについて、2022年7月末を最新としておりますが、最終版では2022年12月末に差し替えます。

(1) 多言語による情報提供

行政情報や各種申請書、駅やまちなかの案内図等は徐々に多言語化されていますが、本市の外国人市民の国籍は116か国と多国籍化が進み、更なる多言語化が求められています。しかし現実的には、全ての母語に対応することは難しい状況にあります。

外国人市民アンケートでは、読み書きできる言語は、日本語が75%、英語が52%、中国語が40.5%となっています。主要な言語を中心とした多言語化の促進に取り組むとともに、「やさしい日本語」の普及と活用が必要です。

また、すでに導入している市役所窓口でのテレビ電話通訳サービスの活用促進やスマートフォンの多言語翻訳アプリなどのICT技術の積極的な活用が必要になります。

(2) 日本語の学習

令和元年（2019年）に、国内外における日本語教育の機会の拡充・日本語教育の水準の維持向上等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

外国人市民アンケートでは、日本語能力について、「全くできない」「ほとんどできない（「読む」「書く」の場合は「ひらがなはできる）」と答えた人は、「話す」が4.5%、「聞く」が5.5%、「読む」は17%、「書く」は23%でした。

今後も増えることが見込まれている外国人市民が、日常生活、社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができるように、日本語学習支援を実施する市民団体等と連携し、日本語学習支援者を育成するなどして、外国人市民が日本語を学びやすい環境を整備する必要があります。

(3) 生活支援

外国人市民アンケートでは、「保育園や学校からの内容が理解できない」「外国語で対応できる病院がわからない」といった声があがっています。また、住居への入居や就職時に差別を受けたと感じている人も少なくありません。

医療・福祉・子育て支援の情報提供・多言語対応の更なる充実、就労環境の改善、住宅確保の支援が求められています。

また、激甚化する気象災害に備えた防災・災害対応の充実も必要になります。

(4) 外国人児童生徒への教育支援

文部科学省調査によると、令和 3 年（2021 年）5 月時点で日本語指導が必要な児童生徒は全国で 58,000 人強と平成 30 年（2018 年）より約 7,000 人増加しています。

本市では、小・中学校における日本語学級の設置、日本語巡回指導員や児童生徒の母語がわかる支援員の派遣、放課後学習支援教室などの取組を実施していますが、外国人児童生徒に対する更なる教育環境の整備が必要です。

(5) 外国人留学生

本市は学園都市であり、外国人市民 13,796 人のうち、「在留資格」が留学の外国人は 3,080 人と 22% を占めています。また、市内には大学等への進学を目指す外国人留学生を対象とした日本語学校が増えています。

外国人留学生を多文化共生推進の貴重な人材と捉え、生活支援と地域活動への参加を促進することで、多文化共生のまちづくりにつながると考えています。

(6) 多文化共生意識の啓発

市政モニターアンケートでは、外国人市民が今後さらに増えていくことが見込まれることに対して、「多様性の豊かなまちになる」が 55.8%、「外国の文化に触れる機会が増える」が 52.6%だったことに対して、「生活習慣（ごみの出し方やマナーなど）の違いにより、生活環境が悪くならないか心配である」が 50.5%、「外国人が増えること自体、なんとなく不安に思う」が 29.5%でした。平成 28 年度（2016 年度）の調査よりはネガティブなイメージは減っていますが、引き続き市民への多文化共生意識の啓発、国際理解の推進を図る必要があります。

(7) 外国人市民の社会参画

外国人市民アンケートでは、地域のイベントやボランティアに参加している外国人市民は 9.5%、また、町会・自治会に加入している外国人市民は 22%と地域との関わりが希薄な傾向があります。

外国人市民が地域に積極的に参加していくことは、地域の活性化に加え、地域社会の担い手の確保にもつながります。引き続き、地域社会への参加の機会拡大に取り組む必要があります。

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

本市の基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」では、基本理念を「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」としています。

その実現には、日本人も外国人も地域の一員として認め合い、共に安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりが必要であり、本プランでは次の基本理念を掲げます。

「国籍・民族・文化の違いを認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」

(2) 基本目標

現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指すために、次の2つを基本方針として取り組んでいきます。

基本目標1 「外国人市民も安心して暮らせるまち」

さまざまな分野での生活支援の充実を図り、外国人であることを理由に不自由を感じることなく、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

基本目標2 「多様な文化を尊重し共に支え合うまち」

多様な文化や価値観を尊重し、日本人も外国人も、共に地域社会に参加し、支え合う環境づくりを目指します。

2. 施策の柱

プランの基本理念と基本目標を踏まえ、本市の特性を活かしながら、次の4本の柱を中心に、多文化共生推進政策に取り組みます。

施策の柱1 コミュニケーション支援

外国人市民が生活していくうえで必要なコミュニケーションの支援を行うとともに、市政情報などを多言語や「やさしい日本語」で提供します。

施策の柱2 生活支援

外国人市民も安心して地域で生活できるよう、教育、医療、福祉、子育て、住居、就労、防災、外国人留学生に関する支援の更なる充実を図ります。

施策の柱3 意識啓発と社会参画支援

市民の多文化共生意識を啓発するとともに、外国人市民が積極的に社会参加できるような機会を提供します。

施策の柱4 国際交流の推進

海外友好交流都市との市民交流事業などを通じて、市民の国際感覚を醸成し、国際理解を深めます。

3. 基本目標に対する指標

基本目標1 外国人市民も安心して暮らせるまち

指標	現状値	目標値 令和12年度(2030年度)
八王子市にこれからも住み続けた いという外国人市民の割合	86.5% (令和3年外国人市民アンケート)	90%
語学ボランティア登録者数	357人 (令和4年3月末現在)	380人
助っ人留学生活動参加者数	10人 (令和3年度実績)	100人

基本目標2 多様な文化を尊重し共に支え合うまち

指標	現状値	目標値 令和12年度(2030年度)
外国人と交流したい市民の割合	〇〇% (令和4年市民アンケート・ 9月実施予定)	
市や国際協会が主催する事業への 参加者数	7,015人 (令和3年度実績)	

第4章 施策の展開

1. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策	
国籍、民族、文化の違いを認め合い、助け合い、活かしながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり	【目標1】 外国人市民も安心して暮らせるまち	1. コミュニケーション支援	1. 多言語による情報提供の充実	1 行政情報等の多言語化	
				2 多言語による窓口対応、相談事業の充実	
				3 語学ボランティアの育成と活用	
				4 「やさしい日本語」の普及と活用	
			2. 日本語教育の推進	5 日本語学習支援者の育成と活用	
				6 外国人市民向け日本語学習機会の提供	
		2. 生活支援	1. 安心・安全な暮らしの確保	7 生活に関する情報の提供	
				8 就労支援・就労環境の改善	
				9 防災・災害対応	
				10 医療・福祉・子育て支援	
				11 住宅確保の支援	
				12 情報提供・進路指導の充実	
			2. 外国人児童生徒への教育支援	13 日本語による学習支援	
	3. 外国人留学生の支援			14 外国人留学生への生活支援	
				15 外国人留学生による地域活性化	
	【目標2】 多様な文化を尊重し共に支え合うまち	1. 意識啓発と社会参画支援	1. 多文化共生の意識づくり	16 多文化共生意識の啓発	
				17 国際理解の推進	
		2. 国際交流の推進	2. 外国人市民の社会参加	1. 外国人観光客等への対応	18 外国人市民への社会参加の支援
					19 外国人観光客への観光案内
			2. 海外都市との交流	2. 海外都市との交流	20 MICE*の推進
					21 海外友好交流都市等との交流
					22 国際協力の推進

※MICE（マイス）とは、企業等の会議・研修、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントなどのビジネスイベントの総称。スポーツ・文化イベントなど大小さまざまなものが含まれる。

2. 推進する施策

基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまち

施策の柱 1 コミュニケーション支援

施策のテーマ 1 多言語による情報提供の充実

施策 No. 1 行政情報等の多言語化

行政情報、各種申請書、市の施設案内の翻訳を進め、多言語による情報提供、案内表示の充実を図る。

現状

- 「外国人のためのくらしの便利帳」の発行、市のホームページの多言語化等、行政情報・各種申請書の翻訳を進めているが、アンケート結果においても、更なる多言語化の要望は多い。
- 外国人市民の増加、定住化が進み、多言語化した行政情報、各種申請書の活用が増えることが見込まれる。

主な取組

- 「外国人のためのくらしの便利帳」、外国人向け情報誌「Ginkgo」の発行
- 多言語ホームページによる休日医療機関情報、イベント情報等の発信
- 自動翻訳システムによる市ホームページの多言語化
- 英語・中国語による休日診療やイベント情報等のメール配信
- 各種申請書、施設利用案内等の翻訳
- 市の施設における案内表示の多言語化
- 八王子駅周辺や観光案内所の案内図等の多言語化

施策 No. 2 多言語による窓口対応、相談事業の充実

多文化共生推進事業協力員（外国語を話すことができる職員）や八王子国際協会の語学ボランティアによる通訳のほか、多言語シートや ICT 技術等の活用により、多言語による市役所等の窓口対応の充実を図る。

現状

- 外国人市民の増加、定住化が進み、市役所の窓口などに手続きや相談に訪れる外国人が増えている。
- 電話による通訳サービスの加え、多文化共生推進事業協力員、八王子国際協会の語学ボランティアが、市役所窓口等における外国人の案内や相談の通訳を行っている。

主な取組

- 多文化共生推進事業協力員制度による窓口支援
- テレビ電話通訳を用いた窓口対応
- 市役所窓口における電話通訳サービスの活用
- 多言語シートを用いた窓口対応
- 八王子国際協会の通訳サービスの活用
- 在住外国人サポートデスク等、各種相談事業の実施

施策 No. 3 語学ボランティアの育成と活用

市役所の窓口や在住外国人サポートデスクのほか、国際的なイベント等において語学ボランティアが活躍できるよう支援する。

現状

- 八王子国際協会の語学ボランティアの登録者数は、年々増加傾向にあり、多様な言語への対応も可能となっている。
- 外国人市民や外国人観光客が増加傾向にあるほか、国際的なイベントなども開催されている。

主な取組

- 語学ボランティアの登録制度の運用
- 語学ボランティアによる通訳・翻訳支援
- 語学ボランティア研修の実施
- 語学ボランティアによる在住外国人サポートデスクでの相談業務の実施

施策 No. 4 「やさしい日本語」の普及と活用

「やさしい日本語」の普及啓発に努めるとともに、研修等により、行政情報の提供や窓口対応等における活用を推進する。

現状

- 八王子市の在住外国人の国籍は 100 以上となり、全ての外国人市民の母語の翻訳や通訳に対応することは困難。
- 外国人市民の定住化が進み、簡単な日本語での日常会話であれば、意思の疎通ができる外国人市民も増えている。
- 「やさしい日本語」は徐々に知られてきてはいるものの、更なる周知が必要である。

主な取組

- 市民向けやさしい日本語講座の実施
- 職員向け研修の実施
- 市のホームページなどによる情報提供

基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまち

施策の柱 1 コミュニケーション支援

施策のテーマ 2 日本語教育の推進

施策 No. 5 日本語学習支援者の育成と活用

日本語学習支援を実施するボランティア団体等と連携し、日本語学習支援者の育成及び活用機会の充実を図る。

現状

外国人市民の増加や定住化が進んでおり、日本語学習のニーズが高まっている。

日本語ボランティア養成講座及びステップアップ講座を行っているが、各講座の参加者が、日本語学習支援者として活躍することが少ない。

主な取組

日本語ボランティア養成講座の実施

日本語ボランティア・ステップアップ講座の実施

施策 No. 6 外国人市民向け日本語学習機会の提供

外国人市民が日本語を学びやすい環境を整備するほか、市内外を問わず日本語学習教室の情報提供を行う。

現状

外国人市民の増加、定住化が進んでおり、日本語学習のニーズが高まっている。

各種日本語学習教室の開催情報の更なる周知が必要である。

東京都が都内で開催されている日本語学習教室の情報を提供している。

主な取組

市による外国人のための日本語学習教室の設置

ボランティア団体による日本語学習機会の提供

外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業の実施

基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまち

施策の柱 2 生活支援

施策のテーマ 1 安心・安全な暮らしの確保

施策 No. 7 生活に関する情報の提供

生活上のルール・マナーに関する基礎知識等について、関係機関と連携して外国人市民への効果的な周知を図る。

現状

外国人市民が増加し、日本で生活する上でのルールやマナーを知ってもらうことが重要となっている。市政モニターアンケートでは「生活習慣の違いにより、生活環境が悪くならないか心配である」と回答した人数が約半数に上った。

主な取組

「外国人のためのくらしの便利帳」、外国人向け情報誌「Ginkgo」の発行
フェイスブックページを活用した英語・中国語での情報発信
新入留学生を対象に、基本的な生活情報を案内したパンフレットを作成
多言語で家庭用ごみ・資源物カレンダーの補助冊子を作成
交通安全教育指導員による交通ルール・マナー講習

施策 No. 8 就労支援・就労環境の改善

在住外国人サポートデスク等の相談窓口の充実を図るほか、事業者や関係機関と連携し、外国人を採用した企業への支援等により、就職・就業環境の改善を図る。

現状

外国人市民の増加、定住化が進み、日本での就職を希望する外国人市民も増えている。外国人市民アンケートでは、外国人を理由に働くことを断られるという回答が見られるほか、外国人が就職や労働について相談できる窓口を希望する意見がある。

主な取組

在住外国人サポートデスクにおける相談
東京外国人雇用サービスセンターが行う就職相談の周知

施策 No. 9 防災・災害対応

災害時の外国人支援の仕組みを整備するとともに、外国人市民に対し防災・災害対応に関する意識の啓発を行う。

現状

激甚化する気象災害をはじめとする災害に備えた外国人対応を進めることが必要である。

市在住の外国人の中には、災害が少ない国の出身の人も多く、災害に関する知識が不足していることが予想できる。

災害時に外国人を支援する避難所として指定している市民センターと連携し、避難所開設訓練を実施。

災害時における外国人支援の仕組みを整備。引き続き外国人支援訓練等による検証が必要である。

災害時通訳ボランティアに対する研修を実施。外国人市民や外国人観光客は増加傾向にあり、災害時における通訳ボランティアによる支援の必要性は高まっている。

主な取組

総合防災ガイドブックの多言語化 八王子国際協会による防災・災害対応委員会の設置

八王子市総合防災訓練への外国人市民の参加 災害時外国人支援マニュアルの策定

市民センターにおける外国人支援訓練の実施

災害時通訳ボランティアに対する研修、避難所開設訓練への参加

施策 No. 10 医療・福祉・子育て支援

外国人市民が自ら適切な医療機関を選択できるなど、医療・福祉制度や子育てに関して、情報提供、窓口対応の充実を図る。

現状

外国人市民の増加、定住化が進み、医療機関を利用する外国人が増えている。

外国人市民アンケートでは、多言語で対応できる医療機関の情報や相談体制を求める回答が多い。

東京都は東京都医療機関案内サービス「ひまわり」にて多言語対応が可能な病院を紹介している。

外国人市民の定住化が進み、簡単な日本語での日常会話であれば、意思の疎通ができる外国人市民も増えている。

主な取組

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」の周知

多言語ホームページ、メール配信サービスによる休日医療機関情報の提供

介護保険、予防接種通知等の各種通知の多言語での配布 多言語版母子健康手帳の配布

八王子国際協会による医療ボランティア委員会の設置

施策 No. 11 住宅確保の支援

外国人市民が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境を整備するとともに、入居の受け入れにあたり賃貸人が抱く不安を解消するための入居支援を行う。

現状

住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、不動産関係団体、居住支援団体と連携し、居住支援協議会を設置。住宅情報の提供等を行っている。

外国人市民アンケートでは「外国人という理由で、住むことを断られた」という回答がある。

主な取組

外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度の実施

八王子市居住支援協議会による入居支援

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録

基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまち

施策の柱 2 生活支援

施策のテーマ 2 外国人児童生徒への教育支援

施策 No. 12 情報提供・進路指導の充実

多言語化した就学案内等を活用し、外国にルーツを持つ児童生徒とその保護者への情報提供・進路指導の充実を図る。

現状

外国人市民の増加、定住化が進み、外国にルーツを持つ児童生徒も増えている。

外国人児童生徒やその保護者への案内等の多言語化は一部にとどまっている。

学齢期に達している不就学の外国人児童生徒等への就学案内・支援制度等については、「広報はちおうじ」、外国人向け情報誌「Ginkgo」等で周知している。

進路指導者が外国人児童生徒やその保護者と円滑なコミュニケーションを図ることができないことがある

主な取組

「広報はちおうじ」、外国人向け情報誌「Ginkgo」等を活用した就学案内や就学支援制度の周知	文科省提供の「帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト(かすたねっと)」の活用
就学案内、定型的な通知等の多言語化	外国人児童生徒のための就学ガイドブックの配付
多言語での高校進学ガイダンスの実施	八王子国際協会による学習支援教室の実施

施策 No. 13 日本語による学習支援

外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう、市及び教育委員会、ボランティア団体等が連携し、日本語による学習支援の充実を図る。

現状

外国人市民の増加に伴い、外国にルーツを持つ児童生徒も増え、日本語指導のニーズが高まっている。

主な取組

小・中学校における日本語学級の設置	就学時支援、日本語巡回指導の実施
八王子国際協会による学習支援教室の実施	

基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまち

施策の柱 2 生活支援

施策のテーマ 3 外国人留学生の支援

施策 No. 14 外国人留学生への生活支援

大学コンソーシアム八王子をはじめとした関係機関と連携し、日本語学校等も含めた外国人留学生への生活支援の充実を図る。

現状

日本語学校等の留学生も含め、外国人留学生は増加傾向にある。

大学コンソーシアム八王子の調査においても、外国人留学生の生活支援のニーズは高い。

日本語学校に所属する留学生の支援策を検討するため、アンケート調査を実施。

市の留学生支援は、令和 3 年度（2021 年度）から、大学生の留学生だけでなく、日本語学校等の留学生にも広く支援対象を拡大。

主な取組

住居賃貸代行保証料補助金制度の実施

日本語能力試験受験料補助金制度の実施

新入留学生を対象にした生活ガイドの配付

新入留学生へのごみの出し方の啓発

施策 No. 15 外国人留学生による地域活性化

外国人留学生ならではの視点や能力を活かし、地域活性化につながる活動ができるよう支援する。

現状

外国人留学生には地域との交流の機会を望む声が多い。

外国人観光客の増加など、地域の国際化に伴い、外国人留学生が語学能力等を生かす機会が増えている。

主な取り組み

「助っ人留学生」制度による地域活動と留学生のマッチング

高尾山観光案内所での観光案内ボランティアの実施

小・中学校の授業にゲストティーチャーとして参加

高齢者施設での交流の実施

基本目標 2 多様な文化を尊重し共に支え合うまち

施策の柱 1 意識啓発と社会参加支援

施策のテーマ 1 多文化共生の意識づくり

施策 No. 16 多文化共生意識の啓発

多文化共生をテーマにしたワークショップ、イベント等により、市民の多文化共生意識の醸成を図る。

現状

多文化共生社会の実現には、日本人市民の多文化共生意識を啓発することが重要である。

外国人市民が増えること自体に不安を感じる人がいる。

主な取組

多文化共生についての講演会、ワークショップ等の実施

多文化共生についてやさしく紹介した啓発パンフレットの作成、配布

啓発動画の作成、公開

施策 No. 17 国際理解の推進

国際理解教育の実施など、世界の文化に触れる機会を創出し、国際理解の推進を図る。

現状

異なる文化を理解するには、実際に触れ合い交流することが有効だが、こうした機会が少ない。都の世論調査でも、外国人と日本人がお互いを尊重するために必要な取り組みは「地域社会の活動に外国人の参加を促すなど日本人と外国人の交流の機会を増やしていく」ことだと考えている人が多い。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、小・中学校において、オリンピック・パラリンピック教育を実施。

主な取組

八王子国際協会による「世界の人とふれあいタイム」の開催

小・中学校における国際理解教育授業の実施

小・中学校の教員を対象とした国際理解教育研修の実施

基本目標 2 多様な文化を尊重し共に支え合うまち

施策の柱 1 意識啓発と社会参画支援

施策のテーマ 2 外国人市民の社会参加

施策 No. 18 外国人市民への社会参加の支援

外国人市民が地域に主体的に参加ができる環境を整備するとともに、ネットワークの活性化を図る。

現状

中長期的な在住展望を持つ外国人市民が増えていること、外国人市民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、従来の生活支援にとどまらず、地域社会において、外国人がその担い手になる取り組みを推進する必要がある。

市では現状把握はできていないが、教会やモスク、飲食店等に集まる外国人コミュニティがいくつか存在している。

主な取組

八王子国際協会による「世界の人とふれあいタイム」の開催。

「助っ人留学生」制度による地域活動と外国人留学生のマッチング。

外国人コミュニティでの防災訓練の実施

小・中学校の授業へのゲストティーチャーの参加

基本目標 2 多様な文化を尊重し共に支え合うまち

施策の柱 2 国際交流の推進

施策のテーマ 1 外国人観光客等への対応

施策 No. 19 外国人観光客への観光案内

海外への PR、多言語による観光情報等を充実し、外国人市民や外国人留学生、語学ボランティア等を活用した観光案内の体制を構築するとともに、観光施設や商店街等における外国人観光客対応を支援する。

現状

外国人観光客の増加に伴い、外国人との交流の機会が増えている。

特に高尾山は、多くの外国人観光客が訪れている。

主な取組

観光パンフレット等の多言語化

日本遺産を案内するリーフレット、看板等の多言語化

観光案内所における観光ガイドの配置、多言語対応

中心市街地おもてなし通信環境の整備

諸外国への観光 PR

施策 No. 20 MICE の推進

国際的な MICE の受入れに向け、支援体制を強化する。

現状

令和 4 年（2022 年）に東京たま未来メッセ（都立多摩産業交流センター）がオープン。

平成 29 年 7 月から東京都の多摩ビジネスイベント重点支援エリアに指定されている。

主な取組

国際大会等への対応

事業者ネットワークの活用や、MICE ボランティアの登録、派遣体制の整備

MICE（マイス）とは、企業等の会議・研修、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントなどのビジネスイベントの総称。スポーツ・文化イベントなど大小さまざまなものが含まれる。

基本目標 2 多様な文化を尊重し共に支え合うまち

施策の柱 2 国際交流の推進

施策のテーマ 2 海外都市との交流

施策 No. 21 海外友好交流都市等との交流

海外友好交流都市に関連したイベントを通じて各都市の魅力を周知するとともに、さまざまな分野での活発な交流を支援・促進する。

現状

平成 18 年（2006 年）に中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市、平成 29 年（2017 年）にドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結。

青少年が異文化体験を通して国際的な感覚を身につけるため、海外都市と交流事業を行っている。

市民団体や民間団体が主体となる海外交流事業が行われている。

主な取組

海外交流支援デスクにおける交流支援 海外友好交流事業補助金制度の実施

海外友好交流都市写真展の開催 パフォーマンス団の相互派遣

青少年海外交流事業の実施 看護専門学校による高雄市への研修

施策 No. 22 国際協力の推進

国際協力団体や大学等と連携し、開発途上国等を支援するとともに、国際協力活動や倫理的（エシカル）消費の周知を図る。

現状

国際理解を深めるうえで、国際協力活動や開発途上国の現状を知ることができる機会が必要である。

毎年、青年海外協力隊・シニア海外協力隊として国際協力活動に参加する市民が多数いる。

主な取組

資源循環技術協力による開発途上国のごみ問題の改善

フェアトレード商品の購入など人、社会、環境などに配慮した倫理的（エシカル）消費の啓発

JICA（国際協力機構）等による国際協力についての周知

第5章 推進体制

1. 推進体制

(1) 庁内の推進体制

本プランに掲げる基本理念の実現に向け、市民活動推進部多文化共生推進課を中心となり、庁内各課と連携を横断的に実施します。

(2) 多文化共生推進評議会

多文化共生推進プランの進捗状況を確認し、評価や見直しによりプランを着実に推進していくため、学識経験者、在住外国人、公募市民、八王子国際協会、町会自治会連合会、商工会議所、日本語学校の関係者などで構成する「多文化共生推進評議会」を開催します。

2. 地域における各主体の役割と連携

(1) 市民の役割

市民や八王子国際協会をはじめとした外国人支援団体等には、独自性と創造性を活かし、外国人市民のための日本語支援や交流事業等、多文化共生の担い手としての主体的な活動が期待されます。また、外国人市民には、日本の文化や習慣を理解するとともに、地域社会の一員として積極的に地域の活動に参加することが期待されます。

(2) 地域の役割

町会・自治会、NGO・NPO、企業、教育機関等の関係機関には、その専門性や広いネットワークを活かした、日本人市民への多文化共生の意識啓発や外国人市民への支援等の地域貢献が期待されます。

(3) 市の責務

市は、外国人市民への行政サービスの提供者であるとともに、多文化共生のまちづくりの指針を掲げ、国や東京都、地域における各主体と連携し、多文化共生社会の実現に向けた体制づくりを担います。

コラム：八王子国際協会

八王子国際協会は、平成20年（2008年）7月に、今後ますます増えていくと思われる外国人市民を地域の一員として迎え、誰もが心豊かで安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指す市民団体として、市民団体、関係機関や行政との協働により設立されました。

本協会は、個人会員、団体会員及び賛助会員で構成されており、語学ボランティアや医療通訳ボランティア、災害時通訳ボランティアなど、会員がボランティアとして活躍できる場を創出しています。

企業、大学、関連団体などとの連携を強化し、組織のさらなる発展に向け、自主事業の充実や市の補助・委託事業として、外国人の生活・コミュニケーション事業である在住外国人サポートデスク、子どもたちへの国際理解教育、学習支援などの事業に取り組み、多文化共生社会の実現をめざしています。